

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

| 対象年齢  | 対象世帯  | 支給額(月額)  |
|---|---|--|
| 児童扶養手当<br>18歳になった最初の3月31日(18歳の年度末)まで(おおむね身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度に該当する障害のあるおひとは20歳未満まで) | 次のいずれかに該当する世帯の父か母、または養育者(公的年金受給者を除く)<br>▷父母が離婚した世帯<br>▷母が婚姻によらず出産した世帯<br>▷父または母が死亡・生死不明・1年以上拘禁されている世帯<br>▷父または母に1年以上遺棄されている世帯<br>▷父または母が重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度の障害または精神障害)を有し、常時介護を必要とする世帯<br>▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた世帯 | ▷おひさん1人の場合<br>全額支給 41,430円<br>一部支給 9,780円～41,420円<br>▷おひさん2人の場合<br>5,000円加算<br>▷おひさん3人以上の場合<br>1人につき3,000円加算 |
| 特別児童扶養手当<br>20歳未満まで   | 次のいずれかに該当するおひさんを育てている世帯(おひさんが障害年金を受けている場合は、受給できません)<br>▷身体障害者手帳1・2級相当のおひさん(3・4級は一部のみ対象となります)<br>▷愛の手帳1・2度相当のおひさん(3・4度は一部のみ対象となります)<br>▷身体または精神に重度の障害があり、常時介護を必要とする状態のおひさん   | 特別児童扶養手当等級<br>▷1級の場合<br>1人につき50,400円<br>▷2級の場合<br>1人につき33,570円   |

おひさんが施設などに措置入所している方は受給できません。

**お知らせ**

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

【対象・支給額】  
 左表の通り  
 7月の申請分から24年中の所得で判定します。  
 該当する方で申請をしていない方、23年中の所得超過を理由として申請しなかつた方は、ご相談ください。  
 各手当には、それぞれ所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

【担当課】  
 子育て支援課  
 (区役所4階401番)  
 ☎(5654)8298

【問い合わせ先】  
 障害基礎年金の子の加算を受給している方へ  
 平成23年4月から、児童扶養手当受給額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合、児童扶養手当を受給できるようになります。

24年中の所得が前年の所得を下回る場合は、児童扶養手当受給額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合があります。該当する方は、7月中に申請してください。

ただし、母子世帯や父子世帯の方は児童扶養手当への受給変更はできません。  
 児童扶養手当額の計算方法については、区ホームページをご覧ください。

【担当課】  
 子育て支援課  
 (区役所4階401番)  
 ☎(5654)8298

【申請・担当課】  
 国民年金課  
 (区役所3階315番)

【問い合わせ先】  
 はなしょうぶコール  
 ☎(6758)2222

383万円以上でも同じ世帯の中に70～74歳の方がいる場合は、その方を含めた合計収入額が520万円未満。  
 ▽同一世帯に後期被保険者が2人以上いる場合は、合計収入額が520万円未満  
 【申請に必要な物】  
 後期被保険者証・平成24年中の収入額が分かる物(確定申告書の控えなど)・印鑑・申請書

【問い合わせ先】  
 はなしょうぶコール  
 ☎(6758)2222

一部負担金の割合・判定基準

| 負担割合 | 所得区分    | 負担割合の判定基準  |
|------|---------|--|
| 3割   | 一定以上所得者 | 同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方のうち、平成25年度住民税課税標準額145万円以上の方がいる場合 |
| 1割   | 一般      | 同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方全員が、平成25年度住民税課税標準額145万円未満の場合     |

383万円以上でも同じ世帯の中に70～74歳の方がいる場合は、その方を含めた合計収入額が520万円未満。  
 ▽同一世帯に後期被保険者が2人以上いる場合は、合計収入額が520万円未満  
 【申請に必要な物】  
 後期被保険者証・平成24年中の収入額が分かる物(確定申告書の控えなど)・印鑑・申請書

【問い合わせ先】  
 はなしょうぶコール  
 ☎(6758)2222

私立幼稚園の補助金を申請している保護者の方へ  
 平成25年1月1日現在区外在住だった方は、7月31日(水)までに、平成25年度住民税の納税通知書か特別徴収票を提出してください。

【提出・担当課】  
 〒124-8555葛飾区役所育成課  
 (区役所4階401番)  
 ☎(5654)8266

夏休みの旅行に日光林間学園をご利用ください  
 小学校が使用していないときは、どなたでも利用できます。利用日の3カ月前から電話・ファクス・メールで受け付けます。  
 【宿泊料金(一泊)】  
 区内在住・在勤の方  
 大人 2700円  
 4歳以上中学生以下 1350円(3歳以下無料)  
 その他の方  
 大人 3200円  
 4歳以上中学生以下 1600円(3歳以下無料)  
 食事代は別途必要  
 【所在地・申し込み】  
 日光林間学園(栃木県日光市)  
 【担当課】 公園課  
 ☎(3627)5201

**空間放射線量の定点測定結果**  
 【測定日】 6月25日(火)

| 測定場所        | 所在地        | 測定結果 |
|-------------|------------|------|
| 立石七丁目公園     | 立石7-12-4   | 0.07 |
| 宝町公園        | 宝町2-8-2    | 0.09 |
| 白ゆり公園       | 水元5-5-20   | 0.10 |
| したて公園       | 東水元3-21-6  | 0.09 |
| 東水元公園       | 東水元2-8-6   | 0.13 |
| にいじゅくプレイパーク | 新宿5-21-10  | 0.14 |
| 高砂七丁目公園     | 高砂7-8-13   | 0.07 |
| 柴又とまり木児童遊園  | 柴又6-10-15  | 0.12 |
| 細田一丁目児童遊園   | 細田1-21-9   | 0.10 |
| 松南公園        | 新小岩3-27-2  | 0.08 |
| 木根川中央公園     | 東四つ木3-47-1 | 0.06 |

【単位】 マイクロシーベルト/時  
 【測定方法】 地上1mの地点で、10秒毎に5回測定した値の平均  
 【測定箇所の土質】 にいじゅくプレイパークは土で、その他は校庭や園庭と同じダスト舗装です。  
 【測定機器】 シンチレーション式サーベイメーター(GEORADIS社 RT-30)  
 【担当課】 環境課 ☎5654-8236

広告 内容については広告主にお問い合わせください。

**セブン銀行** SEVEN BANK × WESTERN UNION WU  
**ATMから海外へ送金できます!**  
※事前に海外送金サービスの契約が必要です。

お申込みは——  
**イトーヨーカドー・アリオ1F**  
**セブン銀行 亀有出張所**  
 までご来店ください。

セブン銀行口座開設、海外送金サービスのお問合せは  
 セブン銀行本店イトーヨーカドー亀有店出張所  
**0120-67-1477**  
お電話受付時間 毎日10:00～20:00

**入居者募集**  
 自立型老人ホーム  
 料金体系が変わりました  
**月々約78,000円～**  
食事込み  
 安心の住まい方を～  
**(5668)0294**

葛飾区鎌倉1-3-1  
 ケアハウス  
**グレースビレッジ**

葛飾柴又の塗装屋さん  
 地元で創業30年。気軽に相談! 迅速な対応! 地元だから顔が見えて安心!  
**外壁塗装**  
 屋根 外壁 木部 鉄部  
**見積無料**

国家資格取得者が直接施工・管理致します  
 株式会社 **たつみ住研**  
**0120-973-877**  
葛飾区柴又5-31-15  
 mail: info@tatumij.co.jp  
 http://www.tatumij.co.jp

空間放射線量測定器の貸し出し・持ち込み食品等の放射性物質検査(☎5654-8579)を行っています。  
 詳しくは区ホームページをご覧ください。【担当課】 放射線対策室 ☎5654-8588